

風致地区のしおり

自然的景観を守り
みどり豊かな街づくりのために

1. はじめに

風致地区は、都市の風致を維持するために、都市計画法によって定められた地区です。

近年、各種開発によって著しく都市の自然が失われつつありますが、樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域、古墳等の歴史的意義のある区域等を「風致地区」として指定し、これにより生活にうるおいを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持しようとするものです。

東大阪市においては「東大阪市風致地区内における建築等の規制に関する条例」が定められており、風致に影響を及ぼすような行為を行う場合は、市長の許可を受ける必要があります。

みどり豊かな住み良いまちづくりのために、市民の皆さんの積極的なご協力をお願いいたします。

2. 東大阪市内の風致地区

風致地区名	面積(ha)	区 域	決 定
枚 岡	383.00	東大阪市東豊浦町、出雲井町、山手町	昭24.5.7告示/建告第407号

3. 許可が必要な行為

(1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転

ただし、建築物で床面積の合計が10平方メートル以下のもの(高さが15メートルを超えるものを除く。)、工作物で高さが1.5メートル以下のものは許可がいりません。

(2) 建築物等の色彩の変更

ただし、建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外の色彩の変更については、許可がいりません。

(3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)

ただし、面積が10平方メートル以下で、高さが1.5メートルを超えるのりを生じないものは許可がいりません。

(4) 水面の埋立て又は干拓

ただし、面積が10平方メートル以下のものは許可がいりません。

(5) 木竹の伐採

ただし、間伐、枝打ち等の通常の管理行為、枯損した木竹や危険な木竹の伐採等は許可がいりません。

(6) 土石の類の採取

ただし、面積が10平方メートル以下で、高さが1.5メートルを超えるのりを生じないものは許可がいりません。

(7) 屋外における土石、廃棄物、又は再生資源の堆積

ただし、面積が10平方メートル以下で、高さが1.5メートルを超えないものは許可がいりません。

4. 許可基準のあらまし

(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転

ア 絶対高さが15メートル以下であること。(建築物が周囲の土地と接する高低差が6メートルを超える場合は、最下点から高低差3メートルまでの建築物の部分については、その部分の平均地盤面から起算し、最下点から高低差3メートルを超える建築物の部分については、3メートルを超え6メートルまでの部分の平均地盤面から起算する。)

イ 建ぺい率は40パーセント以下であること。

ウ 外壁、柱等の面からの後退距離は、道路から1.8メートル以上(地階及び地下部分において、平均地盤面より上に1メートル以下となる建築物の外壁、柱等の面からの後退距離については、道路から1メートル以上)とし、その他の境界から1メートル以上であること。(出窓、ベランダ等についても外壁後退の対象)

エ 周辺の風致と著しく不調和でないこと。

オ 植栽その他の処置を行うこととし、新築については、敷地面積に応じて条例で定める緑化率を確保すること。

(2) 工作物の新築、改築、増築又は移転

ア 面積が1ヘクタールを超える宅地の造成等にあつては、擁壁の高さが5メートルを超えることがないこと。

イ 周辺の風致と著しく不調和でないこと。

ウ 道路に接する部分の敷地境界沿いに高さが1.5メートル以上の擁壁を設けようとする場合は、当該擁壁と道路に接する部分の敷地境界線との間に、植栽空間(擁壁の高さの1/2を目途)を設けていること。

エ 面積が1ヘクタール以下の宅地の造成等で、高さが5メートルを超える擁壁を設置する場合は、適切な植栽その他風致の維持上必要な措置を行うこと。

(3) 建築物等の色彩の変更

ア 周辺の風致と著しく不調和でないこと。

(4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

ア 面積が1haを超える宅地の造成等にあつては、5メートルを超えるのりを生ずる切土、または盛土を伴わないこと。

イ 敷地等の面積に応じた条例で定める緑化率を確保すること。

ウ 木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ 面積が1ヘクタール以下の宅地の造成等で、高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土、または盛土を伴う場合は、イ及びウのほか、適切な植栽その他風致の維持上必要な措置を行うこと。

オ 道路に接する部分の敷地境界沿いに高さが1.5メートル以上の擁壁を設けようとする場合は、当該擁壁と道路に接する部分の敷地境界線との間に、植栽空間(擁壁の高さの1/2を目途)を設けていること。

(5) 水面の埋立て又は干拓

ア 植栽等を行うことにより、周辺の風致と著しく不調和でないこと。

イ 木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(6) 木竹の伐採

ア 伐採の行われる土地及びその周辺の風致をそこなうおそれが少ないものであること。

イ 下記のいずれかに該当すること。

⑦建築物、工作物の新築等や宅地の造成等を行うために必要な、最小限度の木竹の伐採。

⑧森林の択伐。

⑨伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐。(ただし伐採区域の面積が1ha以下に限る)

⑩森林である土地の区域外における木竹の伐採。

(7) 土石の類の採取

ア 採取の方法が露天掘りでないこと。

イ 周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8) 屋外における土石、廃棄物、又は再生資源の堆積

ア 堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(9) 建築物の新築、宅地の造成等による敷地等の面積に応じた緑化率

敷地等の面積	緑化率
500平方メートル未満	20パーセント
500平方メートル以上1,000平方メートル未満	25パーセント
1,000平方メートル以上	30パーセント

「敷地等の面積」とは、建築物の敷地の面積又は宅地の造成等に係る土地の面積をいう。

(10) 緑化率算定基準等

(建築物の新築等)

木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の建築物の敷地面積に対する割合の算定は、次によること。

- ① 建築物の敷地面積とは、建築物の存する敷地の全面積をいう。
- ② 樹木の植栽に当たっては、建築物の敷地面積に(9)の緑化率を乗じて得た面積について、10平方メートルにつき高木1本(中木にあっては、2本を高木1本に換算すること。)を植栽すること。
- ③ 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積は、次の算定方法により算定した樹木の樹冠の投影面積、芝その他の地被植物で表面が覆われている部分の面積及びその他の部分の緑化面積の合計とする。

ア 樹木の樹冠の投影面積は、次のとおりとする。

区 分	樹冠の投影面積
植栽時の高さが3m以上の高木	7㎡ (9㎡)
植栽時の高さが1m以上3m未満の中木	3㎡ (4㎡)
植栽時の高さが1m未満の低木	0.25㎡ (0.3㎡)
生垣	長さ1mにつき1.5㎡ (長さ1mにつき2㎡)

備考 1 ()内は、建築物の敷地が道路と接する部分から3メートル以内に植栽する場合(当該敷地と道路の境界沿いにブロック、透けて見えないフェンス等を設置して植栽する場合を除く。)のものとする。

2 生垣については、1メートル当たり3本以上の木竹を植栽すること。

イ 既に植栽が行われている樹木は、状況を示す写真を提出する場合に限り、アにかかわらず、実投影面積とすることができる。

ウ 芝等の地被植物での緑化をする場合には、被覆面積の1/2を緑化面積に算入できる。

エ 壁面を緑化する場合には、「水平延長×高さ1.0m」として緑化面積に算入できる。

オ 棚状につる植物で緑化する場合には、棚等の水平投影面積を緑化面積に算入できる。

カ プランター等の可動式植栽基盤を用いて緑化する場合には、プランター等の容量が100リットル以上かつ容易に移動できないものに限って、プランター等の水平投影面積を緑化面積に算入できる。

キ 屋上及び中庭形状において緑化する場合には、必要緑化面積の1/2までしか算入できない。

また、道路境界線から3.0m以内の緩和措置は適用しない。

(宅地の造成等)

木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合の算定は、次によること。

- ① 樹木の植栽に当たっては、建築物の敷地面積に(9)の緑化率を乗じて得た面積について、10平方メートルにつき高木1本(中木にあっては、2本を高木1本に換算すること。)を植栽すること。
- ② 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積は、次の算定方法により算定した樹木の樹冠の投影面積、芝その他の地被植物で表面が覆われている部分の面積及びその他の部分の緑化面積の合計とする。

ア 樹木の樹冠の投影面積は、次のとおりとする。

区 分	樹冠の投影面積
植栽時の高さが3m以上の高木	7㎡ (9㎡)
植栽時の高さが1m以上3m未満の中木	3㎡ (4㎡)
植栽時の高さが1m未満の低木	0.25㎡ (0.3㎡)
生垣	長さ1mにつき1.5㎡ (長さ1mにつき2㎡)

備考 1 ()内は、建築物の敷地が道路と接する部分から3メートル以内に植栽する場合(当該敷地と道路の境界沿いにブロック、透けて見えないフェンス等を設置して植栽する場合を除く。)のものとする。

2 生垣については、1メートル当たり3本以上の木竹を植栽すること。

イ 既に植栽が行われている樹木は、状況を示す写真を提出する場合に限り、アにかかわらず、実投影面積とすることができる。

ウ 芝等の地被植物での緑化をする場合には、被覆面積の1/2を緑化面積に算入できる。

エ 壁面を緑化する場合には、「水平延長×高さ1.0m」として緑化面積に算入できる。

オ 棚状につる植物で緑化する場合には、棚等の水平投影面積を緑化面積に算入できる。

カ プランター等の可動式植栽基盤を用いて緑化する場合には、プランター等の容量が100リットル以上かつ容易に移動できないものに限って、プランター等の水平投影面積を緑化面積に算入できる。

キ 屋上及び中庭形状において緑化する場合には、必要緑化面積の1/2までしか算入できない。

また、道路境界線から3.0m以内の緩和措置は適用しない。

●緑化率計算例

○敷地面積210㎡の土地において、建築物の新築を行う場合

1. 敷地面積に対する緑化率及び必要緑化面積

敷地面積210㎡に対する緑化率は20%

よって、必要緑化面積=210㎡×20%=42㎡

2. 必要緑化面積42㎡に対する基準植栽密度

基準植栽密度(高木)=42㎡÷10㎡/本=4.2本⇒4.5本以上

よって、高木4.5本以上若しくは中木9本以上の植栽が必要となる。

高木2本+中木5本×0.5(高木換算)=高木4.5本

3. 必要緑化面積を満たす植栽計画

高木 1本 ⇒ 7.0 ㎡/本 × 1本 = 7.0㎡

高木 1本(道路境界線から3.0m以内) ⇒ 9.0 ㎡/本 × 1本 = 9.0㎡

中木 2本 ⇒ 3.0 ㎡/本 × 2本 = 6.0㎡

中木 3本(道路境界線から3.0m以内) ⇒ 4.0 ㎡/本 × 3本 = 12.0㎡

低木 6本 ⇒ 0.25㎡/本 × 6本 = 1.5㎡

低木 10本(道路境界線から3.0m以内) ⇒ 0.3 ㎡/本 × 10本 = 3.0㎡

生垣2.0m ⇒ 1.5 ㎡/本 × 2.0m = 3.0㎡

生垣1.0m(道路境界線から3.0m以内) ⇒ 2.0 ㎡/本 × 1.0m = 2.0㎡

合計緑化面積 = 43.5㎡

植栽密度(高木)=高木2本+中木5本×0.5=4.5本

必要緑化面積42㎡ < 緑化面積43.5㎡ OK

基準植栽密度(高木)4.5本 ≤ 植栽密度(高木)4.5本 OK

4. 緑化率

43.5㎡÷210㎡×100=20.71%

必要緑化率20% < 緑化率20.71% OK

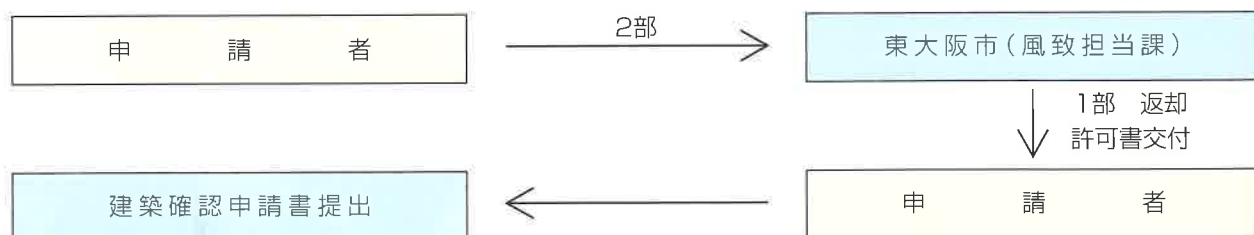
(II) 「既存狭小住宅の建替え」の許可基準の適用(適用を受ける場合は、事前に協議願います。)

昭和四十五年六月十四日前に新築された建築物(地下に設ける建築物を除く。)の建替えのために行う建築物の新築のうち、下記のいずれにも該当するものであって、建ぺい率、外壁の後退距離、及び緑化率が、条例の新築における許可基準に適合することが困難であると市長が認めるものについては、建ぺい率、外壁の後退距離、及び緑化率の基準は適用しない。

- 1 敷地の面積が百平方メートル以下であること。
- 2 建替え前の建築物及び建替え後の建築物が住宅の用途に供するものであること。
- 3 建替え後の建築物の建ぺい率が、建替え前の建築物の建ぺい率を超えないものであること。
- 4 建替え前の建築物に居住する者が建替え後の建築物に引き続き居住するために行うものであること。

5. 許可とその手続き

(1) 東大阪市への許可申請は、次のような手続きで行って下さい。



6. 許可申請等に必要な添付書類

風致地区内における行為の許可申請は、許可申請書(様式第1号による。)に説明書(様式の各号による。建築物や宅地の造成等の行為によって区分している。)と次表による行為の種別毎の図面を添えて、東大阪市 土木部 3みどり景観課に提出して下さい。

風致地区内行為における種別毎の必要図書一覧表

(備考:添付する図面については、併用出来るものは併用を認めます。)

行為の種別	説明書の種類	図面の種類	図面の縮尺	明示事項及び表示方法
1 建築物の新築、増築、改築又は移転 2 その他の工作物の新築、増築、改築又は移転	説明書 (建築物の新築等) 様式第3 (ア)	付近見取図	2500分の1以上	縮尺、方位、施工個所、道路、目標となる地物及び交通機関
		敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び求積計算表
		配置図	600分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内における建築物等の位置、用途及び敷地の境界線からの外壁後退距離
		各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取、各室の用途、ひさし及びベランダの寸法並びに建築面積及び延床面積の計算書
	説明書 (工作物の新築等) 様式第3 (イ)	立面図(2面以上)	200分の1以上	縮尺、建築物の最高の高さ、屋根及び外壁の着色及び仕上げる仕様、設計地盤面並びに平均地盤面
		構造図 (工作物のみに適用)	200分の1以上	縮尺、工作物の断面、現況地盤面、設計地盤面、平均地盤面、申請に係る工作物と他の工作物との区分及び工作物の展開図
		敷地断面図 (直交する2面以上)	600分の1以上	縮尺及び敷地に接する道路、土地等との境界部分の形態
		植栽計画図	600分の1以上	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書及び基準植栽密度算定式
3 建築物の色彩の変更	説明書 (建築物等の色彩変更) 様式第3 (ウ)	付近見取図	2500分の1以上	縮尺、方位、施工個所、道路、目標となる地物及び交通機関
		配置図	600分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内における建築物等の位置、用途及び敷地の境界線からの外壁後退距離
		立面図(2面以上)	200分の1以上	縮尺、建築物の最高の高さ並びに屋根及び外壁の着色及び仕上げる仕様
4 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	説明書 (宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更) 様式第3 (エ)	付近見取図	2500分の1以上	縮尺、方位、施工個所、道路、目標となる地物及び交通機関
		敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び求積計算表
		現況図	600分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
		平面計画図	600分の1以上	縮尺、土地利用計画、切土及び盛土の区分、切土及び盛土を行う敷地の面積並びに切盛土量計算書
		断面図	600分の1以上	縮尺、現況と行為後の断面の比較、切土及び盛土の区分並びにのりの高さ、こう配及び保護の方法
5 水面の埋立て又は干拓	説明書 (水面の埋立て又は干拓) 様式第3 (オ)	付近見取図	2500分の1以上	縮尺、方位、施工個所、道路、目標となる地物及び交通機関
		現況図	600分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
		平面計画図	600分の1以上	縮尺、行為途中及び行為後の土地利用計画、現況と行為後の断面比較、切土及び盛土の区分、切土及び盛土を行う敷地の面積及び切盛土量計算書
		植栽計画図	600分の1以上	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書及び基準植栽密度算定式
6 木竹の伐採	説明書 (木竹の伐採) 様式第3 (カ)	付近見取図	2500分の1以上	縮尺、方位、施工個所、道路、目標となる地物及び交通機関
		現況図	600分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
		植栽計画図	600分の1以上	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書及び基準植栽密度算定式

行為の種別	説明書の種類	図面の種類	図面の縮尺	明示事項及び表示方法
7 土石の類の採取	説明書 (土石類の採取) 様式第3 (キ)	付近見取図	2500分の1以上	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
		現況図	600分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
		断面図	600分の1以上	縮尺、現況と行為後の断面の比較、切土及び盛土の区分並びにのりの高さ、こう配及び保護の方法
		植栽計画図	600分の1以上	縮尺、行為途中及び行為後の木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書及び基準植栽密度算定式
8 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	説明書 (屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積) 様式第3 (ク)	付近見取図	2500分の1以上	縮尺、方位、施工箇所、道路、目標となる地物及び交通機関
		敷地求積図		求積を行う上で必要となる距離及び求積計算表
		現況図	600分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地の等高線並びに木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り
		平面計画図	600分の1以上	縮尺、行為途中及び行為後の土地利用計画、現況と行為後の断面比較、堆積物の種類、堆積を行う敷地の面積並びに堆積量計算書
		断面図	600分の1以上	縮尺、現況と行為後の断面の比較、切土及び盛土の区分並びにのりの高さ、こう配及び保護の方法
		植栽計画図	600分の1以上	縮尺、木竹の位置、種類、本数、高さ及び枝張り、植栽区分並びに緑化率計算書及び基準植栽密度算定式

「既存狭小住宅の建替え」の許可申請時における必要図書

(備考:風致地区内行為における新築行為の必要図書一覧表に掲げる図書に加えて、下記の図書が必要になります。
添付する図面については、併用出来るものは併用を認めます。)

行為の種別	説明書の種類	図面の種類	図面の縮尺	明示事項及び表示方法
「既存狭小住宅の建替え」	現況既存 狭小住宅の説明書 (建築物の新築等) 様式第3 (ア)	現況配置図	600分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに敷地内における建築物等の位置、用途及び敷地の境界線からの外壁後退距離
		現況各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取、各室の用途、ひさし及びベランダの寸法、並びに建築面積及び延床面積の計算書
		現況立面図 (2面以上)	200分の1以上	縮尺、建築物の最高の高さ、屋根及び外壁の着色及び仕上げの仕様、設計地盤面並びに平均地盤面
		現況写真	カラー写真	周囲の状況の写真含む
		建替え前の建築物の登記簿謄本等		昭和45年6月14日以前に新築された建築物であることを証する書類
		建築物の敷地の登記簿謄本等		敷地の面積が100平方メートル以下であることを証する書類
		住民票等		建替え前の建築物に從前から居住していることを証する書類
		誓約書		建替え後の建築物に引き続き居住することを誓約する書類

7. その他必要な手続等

- 許可を受けた場合は、許可に係る行為の期間中、「風致地区内行為許可標識」に必要事項を記入のうえ、行為地の見やすい場所に速やかに設置して下さい。
- 許可を受けた行為に変更が生じた場合は、東大阪市と協議のうえ、「風致地区内行為変更許可申請書兼協議・通知書」に必要書類を添付し、速やかに提出してください。
- 許可に係る行為の終了、廃止した場合は「風致地区内行為終了・廃止届出書」に現況写真を添付し、速やかに提出してください。
- 許可を受けた者が住所、名前に変更が生じた場合は、「住所等変更届出書」に必要事項を添付のうえ、速やかに提出して下さい。
- 許可を受けた者から当該許可に係る行為の承継等を受けた場合は、「風致地区内行為地位承継届出書」に必要書類を添付のうえ、速やかに提出して下さい。

1. 樹木の植栽時期の目安

植栽を行う最も好ましい時期は次のとおりです。

樹種のグループ	植栽を行う最も好ましい時期
針葉樹	2月下旬～4月下旬
常緑広葉樹	3月下旬～4月上旬(早春) 若しくは 6月上旬～7月上旬(初夏)
落葉樹	10月下旬～12月上旬(冬季自然落葉後)

2. 庭木を植える時の注意点

(1) 植栽について

(ア) 植栽は、敷地の周囲を生け垣等で被い、道路に面している所を中心として樹高に変化(高木、中木、株物等)を持たせるよう配植しましょう。

(イ) 落葉樹、常緑広葉樹、花木等を有効に組み合わせると、変化に富んだ植栽となり楽しめます。

(2) 敷地周囲の塀等について

(ア) 敷地の周囲を被う場合は、できるだけ生け垣やツタ類等で被うようにしましょう。

(イ) 敷地の周囲のうち、道路に接する部分を被う場合は、生け垣又はフェンスを標準とし、塀を設置する場合においてもブロック塀はさけるとともに高さを1.5m以下にする等の配慮をして下さい。

(ウ) 色彩を施す場合は、原色をさけて、できるだけ落ち着いた色彩となるよう配慮して下さい。

3. 樹木の種類

(1) 生け垣等としてよく使われる樹木

(ア) よく使われる高木

カナメモチ、ネズミモチ、サンゴジュ、アラカシ、シラカシ、ウバメガシ、カイヅカイブキ、カンツバキ、ツバキ、サザンカ、プリペット

(イ) よく使われる株物

キンマサキ、ギンマサキ等

(2) 庭木としてよく使われる樹木

種別	日 向 を 好 む 樹 木	日 陰 で も 使 え る 樹 木
落葉高木	サルスベリ、ケヤキ、サクラ、エノキ、ユリノキ、シモクレン、ハナミズキ	カエデ、ナツツバキ、トチノキ、エゴノキ
常緑高木	カヤ、イチイ、マツ、ヒバ、クス、ヤマモモ、マテバシイ、キンモクセイ	マキ、モッコク、シイノキ、ユズリハ
落葉中木	ムクゲ	リョウブ
常緑中木	カナメモチ、カイヅカイブキ、ゲッケイジュ	ネズミモチ、ツゲ、サザンカ、ツバキ、ヒイラギモクセイ
落葉低木	ユキヤナギ、レンギョウ、フヨウ、ヤマブキ、シモツケ、コデマリ、ボケ	アジサイ、ムラサキシキブ、ウツギ、ニシキギ
常緑低木	ツツジ類、サツキ、ナンテン、ナワシログミ、ビョウヤナギ	ヒイラギナンテン、アオキ、アセビ、ヤツデ、クチナシ、ジンチョウゲ

(3) 花をつける樹木

季節	樹 種
春	ロウバイ、シモクレン、ハクモクレン、サクラ類、ホオノキ、コブシ、ハナミズキ、カイドウ、ハナズオウ、ライラック、ツツジ類、サツキ、レンギョウ、コデマリ、ユキヤナギ、エニシダ、ジンチョウゲ
夏	サルスベリ、タイサンボク、ネムノキ、ムクゲ、クチナシ、アベリア、ビョウヤナギ、アジサイ
秋	キンモクセイ、サザンカ、ハギ
冬	カンツバキ、ヤブツバキ、マンサク、ウメ

(4) 香気のある花木

ロウバイ、ウメ、ライラック、モッコク、キンモクセイ、ホオノキ、コブシ、クチナシ、ジンチョウゲ

(5) 実を鑑賞する樹木

ザクロ、ヤマモモ、ピラカンサ、ミカン、ガマズミ、サンゴジュ、ウメモドキ、ナンテン、アオキ、ベニシタン



東大阪市土木部みどり景観課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
TEL 06-4309-3000(代表) 06-4309-3227(直通)
FAX 06-4309- 3836